

# 第 1 3 章 公害苦情等の処理

## 第 1 節 公害苦情の処理

公害苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、その内容について必ずしも法令の枠にとらわれずに迅速かつ適正な処理をすることは、住民の生活環境を保全するためにも、また、将来の公害紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

平成13年度においては、県及び市町村で新たに968件の公害苦情を受理しました。

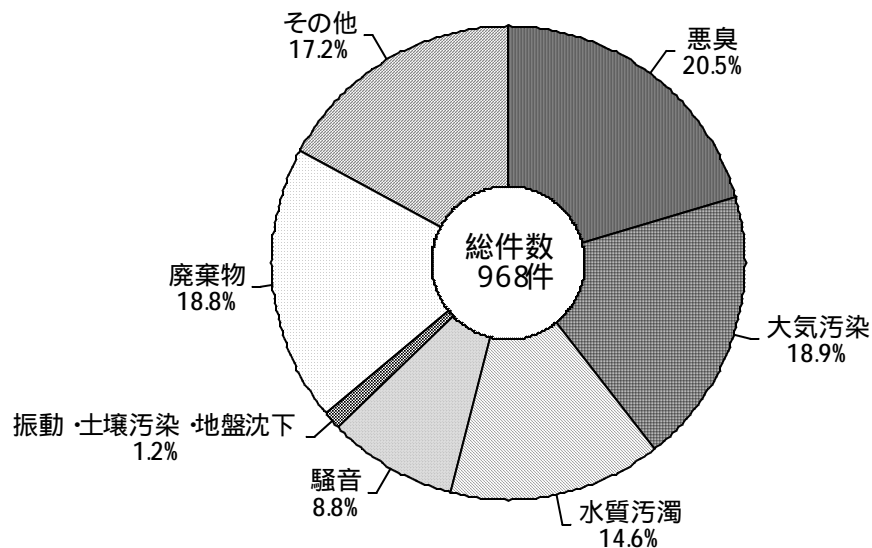
そのうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る苦情は 619件（64.0%）、典型7公害以外の苦情は349件（36.0%）でした。

### 1 公害の種類別受理状況（新規直接受理）

典型7公害に係る苦情では、悪臭が198件（20.5%）と最も多く、次いで大気汚染が 183件（18.9%）、水質汚濁が141件（14.6%）の順となっています。

また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄182件（18.8%）、その他167件（17.2%）となっています。その他の内訳では害虫の発生が27件と多くなっています（図3 - 13 - 1、表3 - 13 - 1（資料編P337参照））。

図3 - 13 - 1 公害の種類別受理状況（新規直接受理）



## 2 公害苦情件数の推移（新規直接受理）

公害苦情件数の年度別推移は、表 3 - 13 - 1（資料編P337参照）のとおりとなっています。

## 3 地域別公害苦情の状況（新規直接受理）

市町村別の苦情受理件数は、都城市が最も多く238件、次いで宮崎市146件、延岡市65件となっています（表 3 - 13 - 2）。

## 4 発生源別公害苦情の状況（新規直接受理）

公害発生源別業種別に苦情の状況を見ると、家庭生活が141件（14.6%）と最も多く、次いで建築・土木工事119件（12.3%）、牧畜養豚養鶏場93件（9.6%）の順となっています。また、表 3 - 13 - 4 においてその他が350件となっていますが、その内訳は耕種農業49件、園芸サービス業17件などとなっています（図 3 - 13 - 2、表 3 - 13 - 4）。

図 3 - 13 - 2 発生源業種別公害苦情の状況（新規直接受理）

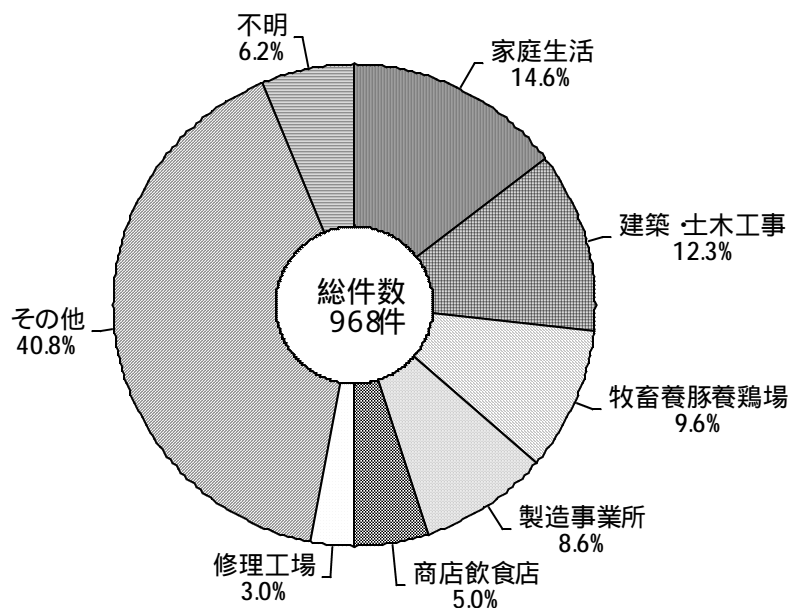


表3 - 13 - 2 平成13年度公害苦情件数（新規直接受理）

種 類 市町村名	典 型 7 公 害								典型7公害 以 外 の 苦 情	合 計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	計		
宮 崎 市	12	37		40	10		39	138	8	146
清 武 町							8	8	40	48
田 野 町								0	0	0
佐土原町		2						2	1	3
高 岡 町								0	0	0
国 富 町								0	0	0
綾 町				1			1	2	0	2
日 南 市		2		3			8	13	18	31
串 間 市	9	6	1				5	21	11	32
北 郷 町	3						1	4	1	5
南 郷 町	1	1		1			1	4	2	6
都 城 市	48	24		20			40	132	106	238
三 股 町	1						7	8	1	9
山 之 口 町		2						2	11	13
高 城 町	1	1					7	9	11	20
山 田 町								0	0	0
高 崎 町								0	0	0
小 林 市	9	3		2				14	4	18
えびの市		2					9	11	5	16
高 原 町							2	2	0	2
野 尻 町								0	0	0
須 木 村								0	0	0
西 都 市	3	2		1			1	7	4	11
高 鍋 町				1				1	0	1
新 富 町							4	4	4	8
西米良村								0	0	0
木 城 町								0	0	0
川 南 町	1	4		1			8	14	2	16
都 農 町	1						1	2	4	6
日 向 市	17	6		3	1		13	40	20	60
門 川 町							2	2	1	3
東 郷 町								0	0	0
南 郷 村								0	0	0
西 郷 村								0	0	0
北 郷 村								0	0	0
諸 塚 村								0	0	0
椎 葉 村								0	0	0
延 岡 市	10	5		11			8	34	31	65
北 方 町								0	0	0
北 川 町								0	0	0
北 浦 町								0	0	0
高千穂町								0	0	0
日 之 影 町								0	0	0
五ヶ瀬町								0	0	0
市町村計	116	97	1	84	11	0	165	474	285	759
県(保健所)	67	44	0	1	0	0	33	145	64	209
合 計	183	141	1	85	11	0	198	619	349	968

ア 家庭生活に関する苦情の状況

家庭生活に関する苦情件数141件の内訳については、公害の種類別にみると、主に典型7公害以外の苦情58件（41.1%）、大気汚染38件（27.0%）、悪臭31件（22.0%）となっています。

（表3 - 13 - 4）

イ 建築・土木工事に関する苦情の状況

建築・土木工事に関する苦情件数119件の内訳は、公害の種類別にみると、主に大気汚染43件（36.1%）、典型7公害以外29件（24.4%）、騒音21件（17.7%）となっています。

（表3 - 13 - 4）

ウ 牧畜養豚養鶏場に関する苦情の状況

牧畜養豚養鶏場に関する苦情件数93件の内訳は、業種別にみると、養豚場が45件（48.4%）、養牛場が27件（29.0%）、養鶏場が19件（20.4%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が42件（45.2%）、水質汚濁が22件（23.7%）となっており、これらが大部分を占めています（表3 - 13 - 3、表3 - 13 - 4）。

表3 - 13 - 3 牧畜養豚養鶏場に関する公害の種類別苦情件数（新規直接受理）

種 類 発 生 源		大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	地 盤	悪 臭	典型7	合 計
		汚 染	汚 濁	汚 染			沈 下		公害外	
牧畜養豚養鶏場	養 豚 場	3	15	0	0	0	0	21	6	45
	養 鶏 場	1	3	0	2	0	0	7	6	19
	養 牛 場	0	4	1	0	0	0	13	9	27
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合 計		4	22	1	2	0	0	42	22	93

エ 製造事業所に関する苦情の状況

製造事業所に関する苦情件数83件の内訳については、公害の種類別にみると、主に大気汚染27件（32.5%）、水質汚濁15件（18.1%）、騒音15件（18.1%）、悪臭16件（19.3%）であり、この4種類で88.0%を占めています（表3 - 13 - 4）。

表 3 - 13 - 4 公害の種類別発生源別苦情件数及び構成比（新規直接受理）

種類 発生源	合計	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	地 盤	悪 臭	典 型 7 公 害 以 外
		汚 染	汚 濁	汚 染			沈 下		
合 計	968 (100)	183 (18.9)	141 (14.6)	1 (0.1)	85 (8.8)	11 (1.1)	0	198 (20.5)	349 (36.0)
製 造 事 業 所	83 (100)	27 (32.5)	15 (18.1)	0	15 (18.1)	0	0	16 (19.3)	10 (12.0)
修 理 工 場	29 (100)	10 (34.5)	1 (3.5)	0	5 (17.2)	0	0	8 (27.6)	5 (17.2)
建 築 ・ 土 木 工 事	119 (100)	43 (36.1)	15 (12.6)	0	21 (17.7)	3 (2.5)	0	8 (6.7)	29 (24.4)
交 通 機 関	7 (100)	2 (28.6)	0	0	2 (28.6)	0	0	0	3 (42.8)
牧 畜 養 豚 養 鶏 場	93 (100)	4 (4.3)	22 (23.6)	1 (1.1)	2 (2.2)	0	0	42 (45.2)	22 (23.6)
廃 棄 物 処 理 業	22 (100)	7 (31.8)	3 (13.6)	0	0	1 (4.6)	0	2 (9.1)	9 (40.9)
娯 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	13 (100)	3 (23.1)	0	0	3 (23.1)	0	0	4 (30.7)	3 (23.1)
家 庭 生 活	141 (100)	38 (27.0)	9 (6.4)	0	5 (3.5)	0	0	31 (22.0)	58 (41.1)
非 金 属 鉱 業	3 (100)	1 (33.3)	0	0	0	1 (33.3)	0	0	1 (33.4)
商 店 飲 食 店	48 (100)	6 (12.5)	4 (8.3)	0	12 (25.0)	1 (2.1)	0	17 (35.4)	8 (16.7)
そ の 他	350 (100)	42 (12.0)	42 (12.0)	0	18 (5.1)	4 (1.1)	0	60 (17.2)	184 (52.6)
不 明	60 (100)	0	30 (50.0)	0	2 (3.3)	1 (1.7)	0	10 (16.7)	17 (28.3)

5 被害の種類別公害苦情の状況

典型 7 公害に関する被害の種類別苦情は、うるさい、臭い、不快等の感覚的、心理的被害が 497件（80.3%）と大部分を占めています（表 3 - 13 - 5）。

表 3 - 13 - 5 公害の被害種類別苦情件数および構成比（典型 7 公害）

合 計	健 康	財 産	動植物	感覚的・心理	その他
619	37	21	16	497	48

## 6 地域特性別公害苦情の状況

典型7公害に係る苦情は、都市計画法の都市計画区域内で414件、それ以外の地域で205件が発生しています。

都市計画区域内では、住居系地域の132件が最も多く、次いでその他（用途地域未線引きの地域及び市街化調整区域）が132件、準工業地域42件となっています（表3-13-6）。

表3-13-6 公害の被害地域特性別の苦情件数（典型7公害）

合計	都市計画法による都市計画区域								都市計画区域 以外の 区域
	計	住居系 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	その他	
619	414	173	24	12	42	26	5	132	205

## 7 苦情処理の状況

平成13年度の公害苦情受理及び処理の総件数は1,036件で、受理件数の内訳は、新規直接受理968件、他から移送20件、前年度からの繰越48件であり、その処理状況は直接処理解決962件、他へ移送9件、翌年度への繰越59件などとなっています（表3-13-7）。

また、直接処理解決962件の苦情防止対策のうち、主なものは、管理改善226件、施設改善44件、話し合い等36件、被害者への対策3件などです（表3-13-8）。

表3-13-7 公害苦情の受理件数及び処理件数

機 関	受 理 件 数				処 理 件 数				
	計	新 規 直 接 受 理	他から 移 送	前年度 か ら 繰 越	計	直 接 処 理 解 決	他 へ 移 送	翌年度 へ繰越	その他
県	222	209	3	10	222	208	1	11	2
市 町 村	814	759	17	38	814	754	8	48	4
計	1036	968	20	48	1036	962	9	59	6

表3-13-8 苦情措置状況（直接処理解決分）

講じた措置						講じなかった理由				不明
計	移転	管理 改善	施設 改善	被害者 への 対 策	その他	計	話し 合 い 等	技術的 に困難	その他	
475	1	226	44	3	201	119	36	10	73	393

苦情の措置については、複数の措置を講じたものを含みます。

## 8 警察で取り扱った公害苦情

県警察では、県民の健康と生活環境の保全を目的として公害事犯の取締りを行っています。

平成13年中、警察で受理した交通を除く公害苦情は456件であり、騒音に関するものが多くを占めています。なお、過去10年間の公害苦情の受理状況は、表3-13-9のとおりです。

また、平成13年の公害苦情の処理状況は、表3-13-10のとおりです。

表3-13-9 警察における公害苦情の受理件数 (単位：件)

公害の種類	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
大気汚染										
水質汚濁	1	2	2	16	9	7	2	1	9	7
土壌汚濁								1	2	1
騒音	434	457	412	678	578	595	383	445	353	423
風営法	(181)	(237)	(193)	(316)	(236)	(163)	(215)	(168)	(146)	(213)
振動								1		
悪臭	2	2	3	35	23	15	17	5	4	2
その他	9	16	12	52	8	20	15	13	62	23
計	446	477	429	781	618	637	417	466	430	456

騒音の( )は、カラオケ騒音で内数です。

表3-13-10 警察における公害苦情の処理状況(平成13年) (単位：件)

処理方法	水質汚濁	騒音	悪臭	その他	計
検挙					
警告	2	(213) 273		10	(146) 285
話し合い・あっせん		20		3	23
その他		130		6	136
他機関へ移送	5		2	5	12
計	7	(213) 423	2	24	(213) 456

騒音の( )は、カラオケ騒音で内数です。

## 第2節 公害紛争の処理

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、昭和45年に制定された公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が設置されており、あっせん、調停、仲裁及び裁定(裁定は公害等調整委員会のみです。)の4つの手続により、紛争の解決が図られています。

本県においても、公害紛争処理法に基づき昭和45年に宮崎県公害紛争処理条例を制定するとともに、同条例に基づき宮崎県公害審査会を設置し、公害に係る紛争の処理体制を整備しました。

これまでの本県での処理事案は、平成3年度及び平成6年度に調停事件がそれぞれ1件でした。